

## 被扶養者異動届の添付書類

15歳以上(中学生を除く)の者を扶養する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者認定に関する確認書(被扶養者一人につき1枚必要)</li> <li>学生は学生証のコピーまたは在学証明書</li> </ul>
------------------------	--

### 《被保険者と同一世帯であることを確認できる書類》

※同居とは住民票上 同一世帯になっている場合です

被保険者の曾祖父母・祖父母・父母・配偶者・子・孫・兄弟姉妹 以外の場合	被保険者の世帯全員の住民票
配偶者と内縁関係にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>内縁関係にある二人の戸籍謄(抄)本</li> <li>被保険者の世帯全員の住民票</li> </ul>

### 《収入に関する証明》

退職により収入要件を満たす場合	退職証明書、雇用保険被保険者離職票のコピー等
失業給付受給中または受給終了で収入要件を満たす場合	雇用保険受給資格者証のコピー
年金受給中の場合	現在の年金額がわかる年金額の改定通知書等のコピー
自営業の場合	直近の確定申告書のコピー
給与(パート・アルバイト)収入がある場合	直近3か月の給与明細書、月額収入が確認できる労働契約書等のコピー

### 《生計維持を確認する書類》

被扶養者が別居している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者現況届</li> <li>現況申立書(海外に在住している場合)</li> <li>仕送り額と振込人および受取人が確認できる預金通帳や金融機関発行の口座利用明細書または現金書留の控えのコピー</li> </ul>
---------------	--

### 《海外に在住する(国内に住所を有しない)被扶養者の資格を確認する書類》

※添付書類が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がある日本語の翻訳文が必要です

身分関係を確認する必要がある場合	被保険者との続柄が確認できる公的証明書等
収入を確認する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関又は勤務先から発行された収入証明書</li> <li>収入がないことを証明する公的証明書等</li> </ul>

※提出のあった添付書類により扶養の事実確認ができない場合には、追加書類をお願いする場合があります。

# 被扶養者認定にかかる注意点

## 《収入基準》

注：年間収入が収入基準未満であっても、3ヶ月連続して月額収入を超過した場合は、4カ月目の1日をもって、扶養から外れます。

認定対象者	年間収入	月額収入 (年間収入の12分の1)	日額収入 (年間収入の360分の1)
60歳未満の者	1,300,000円未満	108,334円未満	3,612円未満
19歳以上23歳未満の者※ (配偶者を除く)	1,500,000円未満	125,000円未満	4,167円未満
60歳以上の者 (又は寡ね障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者)	1,800,000円未満	150,000円未満	5,000円未満

※19歳以上23歳未満の定義は、当該年の12月31日時点の年齢

## 《収入範囲》

給与収入	アルバイト・パート等、非課税の交通費等も収入に含まれます。総支給額です。控除後の支給額ではありません。
自営業等	農業・林業・漁業・商業・その他インターネット等の収入も含まれます。
不動産収入	地代、家賃収入等
公的年金	老齢・共済・基金・遺族・障害、非課税の年金も含まれます。
雇用保険給付金	失業保険給付の基本手当、育児休業手当、訓練支援給付金
保険給付金	健康保険の出産手当金・傷病手当金
投資収入	株式配当金、先物取引(外貨取引)等
利子収入	
個人年金	数年にわたり分割して受給する場合
被保険者以外からの収入	養育費等

## 《同居について》

同居とは住民票上同一世帯に属していることです。  
同一住所であっても世帯を別にしている場合は原則被扶養者として認められません。